

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部改正について

液化石油ガス法の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」が令和5年3月7日の第211回通常国会に提出され、6月14日に成立、同月16日に公布されました。

液化石油ガス法の改正は、第7条に規定されている「標識の掲示」が対象とされ、ホームページ上でも掲示を行うものとなっております。公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日の施行を予定しているとのことなので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

なお、ホームページを持たない事業者等については、経済産業省令にて除外規定を設ける予定とのことですので。詳細がわかり次第、お知らせいたします。

【改正案新旧対照表】

改正案	現行
<p>(標識の掲示等)</p> <p>第七条 液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める様式の標識について、販売所ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令で定める場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>2 液化石油ガス販売事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。</p>	<p>(標識の掲示)</p> <p>第七条 液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、経済産業省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。</p> <p>2 液化石油ガス販売事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない</p>

【経済産業省ホームページ掲載URL】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/06/20230616.html



令和5年度 高圧ガス製造保安責任者・販売主任者等の国家試験について

高圧ガス保安協会のホームページにて必ずご確認ください。 <https://www.khk.or.jp>

1. 試験日
令和5年11月12日(日)

2. 場所
松山市大可賀2丁目1-28
アイテムえひめ 大展示場(愛媛国際貿易センター)
近隣店舗、路上への駐車はご迷惑になりますので、絶対にしないでください。
お車でお越しの方は、アイテムえひめの駐車場を利用してください。

3. 受験案内について
①ホームページの案内
高圧ガス保安協会のホームページ <https://www.khk.or.jp>
②受験案内書(書面願書)の配布
・新型コロナウイルス感染拡大防止等のため郵送によりご請求ください。
・「受験願書請求」と朱書きした封筒の中に
1) 試験種類ごとの必要部数および連絡先、電話番号を明記したもの
2) 返信用封筒(縦33cm、横24cmの大きさ) 切手を貼ったもの
(1部140円 2~3部250円 4~6部390円 7~13部580円)
3) 郵送先
〒790-0003
松山市三番町6丁目7-2 ラベルダムビル4階
(一社)愛媛県LPガス協会

4. 申込期間等
①・②いずれかの方法によりお申込みください。
①インターネット申請
高圧ガス保安協会 <https://www.khk.or.jp>
申込期間 8月21日(月)10時~9月6日(水)17時
期間中24時間受付
②書面申請(持参申込は土日を除く)
申込期間 8月21日(月)~9月4日(月)
郵送は9月4日(月)消印有効。宅配便等は9月4日(月)到着分まで有効。

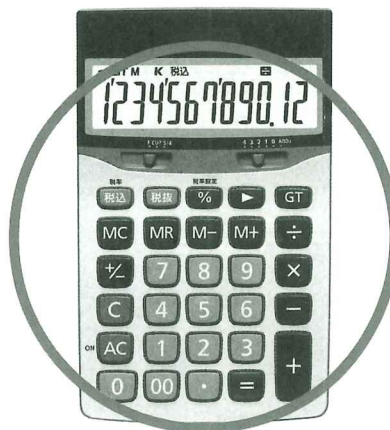
5. 受験願書の提出先
〒790-0003
松山市三番町6丁目7-2 ラベルダムビル4階
(一社)愛媛県LPガス協会

ただし、大臣試験、知事試験の全科目免除者は下記へ提出してください。
〒105-8447
東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル
高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門

6. 注意事項
①電卓
試験では「四則計算(+-×÷)」のみできる電卓に限り使用が認められています。
関数電卓の使用は禁止です。使用可能な電卓の貸与は行いません。
②携帯電話等電子機器の取扱い
(1) 試験中は、携帯電話、スマートフォン、PHSなどの通信機能を有する電子機器(腕時計型ウェアラブル端末を含む)の使用及び作動を禁止します。これらの電子機器を時計及び電卓の代替に使用することはできません。
(2) 電子機器の電源は必ずOFFにして鞆に収納し、携帯することは禁止します。通信機器を試験中に身に付けている状態又は使用可能な場所に所持していることが確認された場合は、電源のON/OFFにかかわらず不正行為と見なします。
③時計
スマートウォッチなど通信機能を有するものは使用を禁止します。また、時計は腕から外し、机上に置いていただきます。

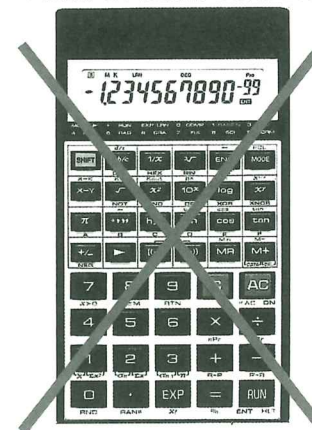
【国家試験での電卓使用について】

使用できる電卓の例



使用できない電卓の例

※関数電卓は使用できません



資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会

液化石油ガス流通ワーキンググループについて

現在、資源エネルギー庁では、取引の適正化・料金透明化に関する標記ワーキンググループ（WG）を開催しております。3月2日の第4回WGでは、料金透明化・取引適正化の動向、商慣行是正と取引適正化問題について話し合われました。

5月11日の第5回WGでは、賃貸集合住宅・戸建てにおける商慣行是正に向けた論点と、賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供について話し合われました。

いずれも、無償貸与・貸付（無償）配管という商慣行を背景に、LPガス事業者間の過当競争等により消費者が被る不利益を被っている現状を是正し、地域のエネルギーとして重要な位置づけを維持するため、LPガス料金の透明化に資する取引の適正化に向けた今後の方向性について議論が行われております。

過去2回についてはYouTubeにてリアルタイムで配信されており、保存さ

れた動画は視聴することができます。資料や議事録についても閲覧可能になっておりますので、詳細についてはご確認くださいませようお願いいたします。

【第4回流通WG】

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/ekika_sekiyu/004.html

【第5回流通WG】

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/ekika_sekiyu/005.html

なお、今回は7月24日に開催されます。動画配信、資料ダウンロードなどについてはこちらに告知されると思いますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

<https://www.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee>

質量販売における告示・通達改正に対するQ&Aについて(お知らせ)

液石法では、保安業務を行うLPガス販売事業者等に対し、保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備における緊急時の対応は、原則として30分以内に到着し、バルブ閉止等の所要の措置を行うことができる体制を確保することを求めています（以下「30分ルール」）。この30分ルールによって、LPガス販売事業者が30分以内に駆けつけることが困難になることが想定されるキャンピングカー等に搭載されたLPガス容器は、充填を断られるケースも発生しています。

経済産業省は、令和4年7月15日付けで液石法告示・通達の改正を公布・施行したのは、既にお知らせしているとおりです。これにより、質量販売により販売したLPガスをキャンピングカー等の屋外において移動して使用する一般消費者等であって、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該LPガス販売事業者の確

認を受けた場合に限り、30分ルールの対象から除外されるになっております。

この度、本改正に対するQ&Aを、経済産業省の協力のもと、(一社)全国LPガス協会が作成いたしましたのでお知らせいたします。紙面の関係上、本紙での掲載は困難なため、詳細については(一社)全国LPガス協会ホームページにてご確認ください。

(一社)全国LPガス協会

<https://www.japanlpg.or.jp/index.html>

質量販売における告示・通達改正に対するQ&A (PDF)

<https://www.japanlpg.or.jp/info/data/20230629.pdf>

「LPガス事業者賠償責任保険」「LPライフ」等の加入・更新手続きについて

LPガス事業者賠償責任保険並びにLPライフの加入・更新手続きは7月28日(金)までとなっております。まだお手続きがお済みになっていない事業者様は、早急なお手続きをお願いいたします。

1. 手続き方法

加入依頼書は必要事項をご記入のうえ、事務局までご送付ください。保険料等は指定口座にお振込みをお願いします。

※来所でのお手続きも可能です。事務局までご持参ください。

2. 書類送付先

〒790-0003 松山市三番町六丁目7-2
(一社)愛媛県LPガス協会 宛

3. 注意事項

- ①加入依頼書には捺印が必要になります。よくご確認のうえ、捺印をお願いいたします。
- ②記載事項に訂正がある場合は該当箇所を二重線で消し、訂正内容を上に記載してください。なお、訂正印は不要です。

本年度、労働災害総合保障特約の使用者賠償責任オプションは、雇用関連賠償責任の補償内容が拡充されました。

ここ数年で雇用を取り巻く環境は大きく変化し、新たな法律も施行されております。労働問題に関する相談件数は年々増加傾向にあり、2022年4月からは、中小企業においてもパワーハラスメント防止措置を講ずることが義務化され、このような背景からも事業主の賠償リスクはさらに高まっています。賠償額が高額になるケースも増えているため、政府労災だけでは備えが十分と言いがたいのが現状です。

そこで、万が一の訴訟への備え、経営を守る補償として「労働災害補償特約+オプション」の加入をお勧めしております。従業員様だけでなく、企業を守るための補償となりますので、ご加入をご検討くださいますようお願いいたします。

なお、オプションの保険料が昨年度から変更になっております。ご加入の際はご注意ください。

ご不明な点等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

雇用を取り巻く環境変化

■雇用トラブルの実態、ご存じですか？

➢労働問題に関する相談件数(※1)

1,290,782件 → 約44人に1人(※3)が雇用トラブルに巻き込まれている計算

➢職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談件数(※2)

特にいじめ・嫌がらせの相談件数は2019年度には過去最高に



(※1) 全国の労働局の総合労働相談コーナーの相談件数(2020年度) 出典:厚生労働省「令和2年度個別労働紛争解決制度の施行状況」
(※2) 民事上の個別労働紛争の相談のうち、「いじめ・嫌がらせ」の件数 出典:同上
(※3) 相談件数(約129万件)に対する日本の役員を除く雇用者の人数(約5,620万人)の割合(いずれも2020年度の数値)

雇用を取り巻く環境変化

■女性活躍・ハラスメント規制法の施行により、事業主の賠償リスクはさらに高まっています

➢女性活躍・ハラスメント規制法の内容

- 1 「パワハラ」が法律で定義され、セクハラと同様に、事業主が雇用管理上必要な防止措置を講じることが義務化されました。
- 2 パワハラに関する紛争が生じた場合、個別紛争解決援助制度として「調停」を利用できるようになりました。
- 3 セクハラ・パワハラ等は行ってはならないものとして、その防止に関する事業主・労働者の責務が明確化されました。また、ハラスメントについて相談した労働者に対して、事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されました。



労働安全衛生規則等の一部改正に伴う対応について

労働安全衛生規則等の改正については、LPガス情報令和5年5月号でもお知らせしたとおりです。

テールゲートリフターの操作業務が「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務」に追加されたことから、事業者はテールゲートリフターによる作業を行う者に特別教育を受けさせる義務があります。現在作業に従事している者も含め、令和6年2月1日以降は、特別教育を受けた者でなければテールゲートリフターによる荷役作業を行うことができません。

特別教育は、厚生労働省告示で規定する科目および時間数の内容を社内で行うことが原則ですが、外部研修機関等が行う特別教育を受講させることで差支えありません。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）では、社内にて特別教育を行う講師となる方を対象とした講習を開催します。

〈テールゲートリフター特別教育 インストラクター養成講習〉

日時	場所	申込方法
10月18日(水) 10:00~16:30	愛媛県トラック総合サービスセンター	7月20日から 陸災防HPにて受付開始

※受講料 陸災防会 員：35,200円（消費税込み）
陸災防非会員：45,100円（消費税込み）

また、陸災防愛媛県支部が、次の日程で特別教育を予定しています。社内教育が難しい場合は、こちらを受講されることをお勧めします。

〈テールゲートリフター特別教育（学科教育）〉

日程	時間（予定）	場所
9~10月 [調整中] (決まり次第、陸災防愛媛県支部HPにて通知)	13:00~17:30	東予地区研修センター
	8:30~12:45	愛媛県トラック総合サービスセンター
	13:00~17:30	南予（未定）

※受講料 陸災防会 員：8,800円（テキスト代、消費税込み）

陸災防非会員：11,000円（テキスト代、消費税込み）

※予定されている講習は学科教育のみとなります。これとは別に、実技教育（2時間以上）が必要になります。

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

○陸上貨物運送事業労働災害防止協会

<http://rikusai.or.jp/>

T E L 03-3455-3857

○陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛媛県支部

<https://www.eta1069.jp/rikusaibou/>

T E L 089-968-2931

「令和5年度愛媛県LPガス料金高騰緊急対策支援事業費補助金交付申請書兼請求書」の提出について

現在、みなさまにご協力いただいている支援事業について、各請求月ごとにとりまとめのうえ、補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）を各受付期間内に提出ください。

(1) 受付期間

- 6月使用分 令和5年6月1日(木)~7月31日(月)
- 7月使用分 令和5年7月1日(土)~8月31日(木)
- 8月使用分 令和5年8月1日(火)~9月30日(土)
- 9月使用分 令和5年9月1日(金)~10月31日(火)

(2) 提出方法

郵送、電子メールへの添付

※郵送の場合は、各期間末日の消印有効です。間に合わない場合は、期限までにメール又はファックスにて送信いただき、速やかに提出願います。

(3) 送付先（事務処理センター）

住 所：〒790-0038
松山市和泉北2丁目10-8
T E L：089-993-6156
F A X：089-993-6881
M a i l：infolpgas@pro-win.co.jp

香川県・徳島県へLPガスを販売しているみなさまへ

香川県、徳島県でも消費者負担軽減のための補助事業が開始されます。両県の消費者にガスを供給している事業者は申請対象となりますので、詳しくは各県協会へお問い合わせください。

【香川県】

(一社)香川県LPガス協会
T E L：087-821-4401
対象期間：9~11月請求分

【徳島県】

(一社)徳島県エルピーガス協会
T E L：088-665-7705
対象期間：8~10月請求分
※協会HPから交付要領、申請書等がダウンロードできます。
<https://tokushimalpg.or.jp/>

四国ガス(株)との転換情報

(2023年6月転換処理分)

地区	項目	LPガスから四国ガスへ転換	四国ガスからLPガスへ転換	差 引 き 四国ガスへ転換	転換された累計
今 治		1	0	1	4,682
松 山		21	27	▲6	12,378
宇 和 島		0	0	0	3,100
計		22	27	▲5	20,160

※累計は昭和58年6月転換協定以降の数

協会日誌



6月27日(火)
四国LPガスブロック会議
(徳島県)

6月28日(水)
令和5年度第1回オートガスタンド小委員会
(リジエール松山)

6月30日(金)
丙種化学(液色)検定
(えひめ共済会館)

7月3日(月)~5日(水)
設備士第2・3講習
(リジエール松山)

7月7日(金)
第2種販売・代理者検定
(ウエルピア伊予)